

# 業務指示書

## セネガル国水産行政アドバイザー

### 第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2018年1月23日 12時 まで

問合せ先：調達部 契約第二課 谷川 智佐子 Tanigawa.Chisako@jica.go.jp

質問に対する回答：2018年1月29日 までに機構ホームページ上に行います。

### 第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

### 第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

### 第4 競争上の条件

#### 1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人(補強を含む。)となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めらるるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

#### 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更正法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

#### 2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

#### 3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉順位決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日(契約交渉順位決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

#### 1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

## 2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）であること。

( ) 法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない。ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります）。

## 3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 以下の者については、競争への参加を認めません。

## 2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 認めません。

( ) 認めます。

( ) 認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

( ) 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

## 3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

( ) 業務主任者(総括)については補強を認めます。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 業務管理グループ(第5の3参照)では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置が認められません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

#### 4 外国籍人材の活用

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

( ) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの

・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

#### 第5 プロポーザルに記載されるべき事項

##### 1 コンサルタントの経験、能力等

(1) 類似業務の経験

(2) 業務実施上のバックアップ体制等

(3) その他参考となる情報

注) 類似業務：水産政策・行政にかかる各種業務

##### 2 業務の実施方針等

(1) 業務実施の基本方針等

(2) 業務実施の方法

(3) 作業計画

(4) 要員計画

(5) 業務従事者毎の分担業務内容

- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1) と (2) を併せた記載分量は、15 ページ以下としてください。

注2) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

### 3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

#### (1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

( ) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は 名を上限とする。

業務管理グループを認める案件については、業務主任者の格付が1号の案件を除いては、若手加点の対象となります。具体的には、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点を加点します。（「第9 プロポーザルの評価」参照）本案件の取扱いについては、以下のとおり。

( ) 若手加点の対象とする。

(○) 若手加点の対象としない。

#### (2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

##### 【業務主任者（総括／水産政策）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：水産政策に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：セネガル 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

##### 【業務従事者：担当分野 水産行政】

- 1) 類似業務の経験：水産行政に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：セネガル 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

## 【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

### 第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

#### 1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。  
その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

#### 2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

- (1) 提出期限：2018年2月2日 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。）
- (3) 提出先・場所：
  - ・郵送の場合  
〒102-8012  
東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル  
独立行政法人国際協力機構 調達部
  - ・持参の場合  
二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）
- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写7部  
見積書 正1部 写1部（次項第7参照）  
注）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

#### 3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

### 第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

- ( ) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。
- ( ) 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃（エコノミークラス）又は正規割引運賃（ビジネスクラス）ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。
- なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費（航空賃）
- (2) 旅費（その他：戦争特約保険料）
- (3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- (4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- (5) その他（以下に記載の経費）

データマネジメントに係る調査、ワークショップ・セミナー

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(XOF1 = 0.189520 円 , US\$1 = 113.268 円 , EUR1 = 134.393 円)

## 第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

( ) プレゼンテーションは実施しません。

(○) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

(○) 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

( ) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期： 2月 8日(木) 17:00 ~ 18:30  
(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所： JICA本部（麴町）本部 2B会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
  - 2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。
- (以下、各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

(○) 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

## 第9 プロポーザルの評価

### 1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／水産政策  
水産行政

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

18.50 M/M

技術評価の点が70点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で70点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご注意ください。

#### (1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

## (2) 価格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

## 2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2018年2月13日(火)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

## 3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

### (1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

### (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点\*

⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ

## 第10 その他

### 1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

### 2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

### 3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

### 4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

### 5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

### 6 プロポーザルの作成にあたっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

#### (1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達 >コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」  
(URL : [http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」  
(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」  
(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理(調達管理を含む。)コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

(以下、各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理(調達補助を含む。)コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文(E/N)に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5(日本法人確認調書)をプロポーザルに添付して提出してください。

ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

#### 9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご注意ください。

以上

プロポーザル評価表

セネガル国水産行政アドバイザー

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	14.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価 <small>（本案件では副業務主任者の配置（業務管理グループ）を認めません。）</small>	(40.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/水産政策	(32.00)	( )
ア) 類似業務の経験	12.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	4.00	
ウ) 語学力	6.00	
エ) 業務主任者等としての経験	6.00	
オ) その他学位、資格等	4.00	
②副業務主任者	( - )	( )
カ) 類似業務の経験	-	
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	
ク) 語学力	-	
ケ) 業務主任者等としての経験	-	
コ) その他学位、資格等	-	
③体制、プレゼンテーション	( 8.00)	( )
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション	8.00	
シ) 業務管理体制 <small>（今回は評価の対象としません）</small>	-	
(2) 業務従事者の経験・能力： 水産行政	(20.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	4.00	
エ) その他学位、資格等	4.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[ 100.00]	



## 【第2 業務の目的・内容に関する事項】

### 1. 業務の背景

セネガルは西アフリカ地域有数の水産国であり、年間漁獲量は約497千トンであり、その内約80%に当たる398千トンを漁獲する零細漁業には約60万人(セ国全就業人口の約17%)が従事している。また、セネガル国民の動物性タンパク質摂取量の内、約70%は水産物由来である。さらに、水産物輸出はセネガル輸出総額の14.63%を占めており、GDPを3.2%押し上げている(2016年、漁業・海洋経済省、Revue Sectoriel 2017)。これらにより、水産セクターはセネガルにとって「雇用創出」、「食料安全保障」、「経済成長」に貢献する重要な基幹産業の一つに位置付けられる。

セネガルは、セネガル新興計画(PSE:2015-2035)の中で「経済構造改革と成長」を重要分野に位置づけ、水産資源の持続的な管理、水産物のさらなる付加価値化を推進するとしている。また水産セクターの開発戦略として2016年に水産分野政策書簡(LPSPDA)を策定し、その開発戦略として、1)「水産資源の持続可能な管理と生息域の復元」、2)「養殖開発」、3)「水産資源の付加価値化」を挙げている。かかる政策のもと、セネガルは、世界銀行、UNDP、FAO、EU、USAID、JICA等の国際機関の支援を受けながら、行政と漁民による水産資源共同管理の推進等の政策課題に対し着実な成果を挙げてきている。一方、資源管理計画策定・漁業管理強化・資源管理活動促進・監視モニタリング強化等を含む水産資源の持続的管理体制強化、適切な品質管理能力強化・バリューチェーン開発を通じた水産業の発展、漁民の海難事故の防止等、依然として取り組むべき課題が山積している。また、セネガルは近隣6カ国とともに政策協調・監視モニタリング・データ共有を推進するため西アフリカ地域漁業委員会(CSRP)を組織しているが、違法漁業対策等の地域共通課題に対応するためにも、CSRP等を通じた近隣国との協力推進が必要とされている。

こうした中、水産政策、経済政策、広域を含む漁業管理等の観点も踏まえた、戦略的な水産政策策定・実施能力の向上が必要とされている。かかる背景を受け、2016年セネガル政府から我が国にあげられた個別専門家「水産行政アドバイザー」の要請に応え、同専門家派遣を実施する。

### 2. 業務の概要

#### (1) 業務の目的

本業務は、水産行政アドバイザーとしてのセネガル国漁業・海洋経済省への技術指導及び情報収集を通じ、以下のプロジェクト目標・成果を達成することを目的とする。

#### 1) 上位目標

セネガル新興計画(PSE)および水産分野政策書簡(LPSPDA)の目標達成に向け政策実施が進捗するとともに、日本の水産協力の効果および持続性が高まる。

#### 2) プロジェクト目標

漁業・海洋経済省の政策策定・調整・実施能力が高まるとともに、日本の水産協力の効果的・効率的な形成・実施が促進される。

#### 3) 想定される成果

- i) 漁業・海洋経済省の政策策定・調整・実施能力が強化される。

- i - 1. 政策策定・実施の質を高める為、漁業・海洋経済省の政策・活動全体について助言と提言を行う。
- i - 2. LPSD 開発目標 1「水産資源の持続可能な管理と生息域の復元」や開発目標 3「水産資源の付加価値化」に資する活動の実施および評価モニタリングを支援する。
- ii) 日本の水産協力プログラムが効果的に形成・実施される。
  - ii - 1. 日本の水産協力プログラムの効果を高めるため、必要な情報収集・助言を行う。
  - ii - 2. セネガル、必要に応じて周辺国における実施中・形成中・過去プロジェクトの成果・持続性を高めるため、必要な助言・調整・活動支援を行う。
  - ii - 3. 水産分野の日本の協力プログラムと政策に関する情報をセネガル国関係省庁・部局と共有する。
  - ii - 4. 他ドナー、西アフリカ地域漁業委員会（CSRFP）、研究機関・大学等の関連機関と協力する為、関連機関へ日本の協力や漁業・海洋経済省の活動についての情報を共有する。
  - ii - 5. 水産ドナー会議や漁業・海洋経済省の会議に参加し、活動調整に寄与する。

## (2) 対象地域

ダカール／セネガル全国を中心とするが、日本の水産協力プログラム推進のため必要に応じて周辺国への出張を実施する。

## (3) 関係官庁・機関

漁業・海洋経済省官房

## 3. 業務の範囲

本業務は、「水産行政アドバイザー」に関し、「2. 業務の概要」を達成するため、「4. 業務実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「5. 業務内容」に示す事項の業務を行い、「6. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

## 4. 業務実施方針及び留意事項

### (1) 政策事案にかかる技術支援

漁業・海洋経済省は LPSDPA 実施に向けた水産養殖セクター投資枠組み（CISPA2017-2023）を策定し、CISPA 達成のための年間活動計画（PTA）を作成、PTA の進捗モニタリングのため評価モニタリングセクター委員会（CSSE）を開催することとしている。これまで、漁業・海洋経済省水産局（DPM）や調査計画室（CEP）は、LPSDPA の掲げる「共同管理の普及」のため、行政と漁民による水産資源共同管理の意思決定機関である零細漁業地方評議会（CLPA）のモニタリング手法を策定してきた。2015-2017 年に派遣された個別専門家「水産行政アドバイザー」はかかる LPSDPA 策定、CISPA 策定、一部 PTA 策定・実施、および CSSE 開催を支援してきた。

本業務において、漁業・海洋経済省による LPSDPA 達成支援に向け、CSSE 実施支援を行うとともに、LPSDPA 達成のための課題・優先事項を分析し、分析結果に基づき、PTA 実施支援を行っていくことが望まれる。優先事項としては、LPSDPA 開発目標 1「水産資源の持続可能な管理と生息域の復元」や開発目標 3「水産資源の付加価値化」の関連事項で

あることが想定され、特に、水産資源共同管理促進のため CLPA 間の知見共有、CLPA モニタリング体制整備支援・関連ワークショップ実施等を含め検討すべきである。本業務にかかる詳細活動は漁業・海洋経済省との協議のうえ決定する。

#### (2) ドナー調整・CSRП との協力の推進にかかる支援

現在セネガル国では「西アフリカ地域漁業事業フェーズ 2」(PRAO2) 準備中の世界銀行、「沿岸資源管理計画プラス」(COMFISH Plus) 実施中の USAID、漁業基金による財政支援・「西アフリカ地域水産ガバナンス向上プロジェクト」(PESCAO) 計画中の EU、「西アフリカ海洋エコリージョン海洋資源管理・貧困削減のためのガバナンス・政策」(GoWAMER) 実施中の UNDP、「漁業モニタリングプロジェクト」実施中の IUCN、違法漁業対策支援を実施するオランダ、インフラ整備実施中の韓国、モロッコなど、多くのドナーが水産分野において支援を実施している。こうした中、水産資源共同管理にかかる支援実施機関やアプローチがドナーにより相違があるなど、ドナー間の協調が十分図られていないことが課題の一つである。また、IUU 漁業対策等の地域共通課題への取り組みを進めていくためにも、CSRП を通じた周辺諸国との政策調整・協働・情報共有を一層進めていく必要がある。本業務においては、セネガル国水産分野ドナー会合や CSRП との会議等において JICA セネガル事務所とともに日本のアプローチについて技術的観点から説明し、ドナー間の協調、CSRП との協力の深化を図っていくことが望まれる。

#### (3) 日本の関係アクターに対する情報共有

日本の関係省庁、自治体、民間企業、市民団体等の日本の関係アクターに対し、JICA セネガル事務所と協議しセネガル水産業にかかる情報共有を行うこと。ただし、特定団体の活動にかかる情報等、機微に触れる情報もあるため、公開情報以外にかかる情報共有に際しては事前にセネガル事務所に確認を図ること。

### 5. 業務内容

上記「1. 調査の背景」、「3. 業務の範囲」及び「4. 業務実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、以下に示す業務の内容について、効率的・効果的に業務を実施すること。なお、より効率的・効果的な方法がある場合は、提案すること。

#### (1) 国内準備期間(2018年3月中旬～2018年3月下旬)

##### ① 情報分析による課題の把握

PSE、LPSDPA、CISPA を始めたとしたセネガル国水産政策文書、JICA 既存案件および過去の JICA 専門家・案件による報告書や他ドナー等関係機関の既存資料から情報収集・分析を行い、セネガル水産セクター全般や JICA 実施予定案件に資する、課題や教訓を把握する。

##### ② インセプション・レポート(案)(日・仏)の作成

以下項目について、関連資料(統計資料、既存文献、既存の調査の結果等)の分析・検討を行い、本業務の全体像を把握したうえで、業務全体の方針、方法、調査項目を検討し、業務計画を策定の上業務計画書としてまとめる。ただし、4. 項にかかる各種活動の詳細は漁業・海洋経済省との協議を経て決定するため、概要の記述に留める。

#### (ア) 水産政策文書における戦略目標、活動計画

- (イ) 所管機関の体制、予算・資金調達スキーム、関連設備・機材、活動詳細
- (ウ) 他国ドナー、国際機関、NGO の過去の支援及び今後の動向

上記の作業結果は、対処方針会議（TV 会議）にて JICA セネガル事務所と確認する。  
なお、JICA セネガル事務所が必要と判断する場合は本部関係部が同 TV 会議に参加する。

これを受け、インセプション・レポート（調査方針、調査計画、便宜供与依頼等）（案）を作成する。

## (2) 現地派遣期間（2018 年 4 月上旬～2020 年 1 月下旬）

### ① インセプションレポートの説明・確認

JICA セネガル事務所とセネガル政府へインセプションレポート（案）の説明を行い、内容について協議し、業務の留意点と現地派遣期間の業務内容を確認する。また、この協議結果をふまえたインセプションレポート（最終版）を作成し、その内容について JICA セネガル事務所の承認を得る。

### ② セネガル国水産セクターの分析

セネガル水産セクターの現状に関して、既存報告書、資料、文献を整理し、関連機関（漁業・海洋経済省関係部局、ドナー、研究開発・教育機関、民間企業など）からの情報収集を行うことで、サブセクター（資源管理、漁獲、水揚、加工、流通、研究開発など）、地域、関係アクターごとの現状・課題を分析する。調査・分析結果は業務進捗報告書、業務完了報告書に反映する。

### ③ LPSDPA、CISPA およびその PTA にかかる進捗状況確認と課題整理

LPSDPA、CISPA、およびその PTA の戦略目標や活動計画、実施体制（職員の政策実行能力を含む）やその進捗状況と達成に向けた課題等を調査・分析し、政策実施促進に向けた対応策について提言するとともに、優先的に取り組むべき活動を明らかにする。必要に応じて戦略目標達成に関わるセネガル政府機関、他ドナー機関、漁業従事者、民間セクター等に対し調査および協議を実施し、各機関の活動内容を把握する。

これらの調査・分析結果を整理するとともに、政策実施能力改善に向け、漁業・海洋経済省に対し助言を行う。

### ④ 実施中・策定中水産協力プログラムにかかる情報収集

現在、JICA では対セネガル国水産協力プログラムとして「持続可能な漁業振興プログラム」を掲げ、競争力のある持続的な漁業の確立を支援していくこととしている。また、現在漁業・海洋経済省では漁船登録・零細漁業ライセンス・仲買人証のシステム整備を進め、零細漁業者・仲買人等の職業化とこれによる資源管理促進を図っているが、JICA ではこれまで支援対象としてこなかったこうした分野への支援ニーズを再検討し、行政への支援を一層強化することを目標とし、新たに「海面漁業の持続可能なガバナンス強化プログラム」への再構築を図っている。かかる状況を踏まえ、現・新プログラムの策定・実施支援のため、本業務において以下の情報収集を行い、報告書にまとめ、JICA セネガル事務所に提出する。なお、1) 項のデータマネジメント体制にかかる調査については必要に応じて現地再委託による実施とすることも可能とする。本調査にかかる費用は別見積りとする。

- 1) 漁船登録・零細漁業ライセンス・水揚証明発行等の漁業管理に資するデータマネジメント体制にかかる調査、および漁船登録・零細漁業ライセンス登録状況に応じてインセンティブ（CLPA 助成金配賦・燃料免税特権等）を付与するなどの、資源管理促進に資する制度・政策の提言
- 2) 2018 年度に別途実施予定である「IUU 漁業（違法、無報告、無規制漁業）対策・海難事故防止に係る情報収集・確認調査」を支援し、同分野にかかる協力方針の提言
- 3) 大学、研修センター等のセネガルにおける既存の水産人材育成システム、および民間セクターにおける水産人材需要にかかる調査

⑤ その他関連分野にかかる情報収集・助言

以下の事項に関し情報収集を行い、テーマ別報告書にまとめ、JICA セネガル事務所に報告する。

1) 水産物流通・水産業投資促進にかかる調査

昨今、ダカール首都圏近郊において新空港・高速道路等の物流インフラ整備が進み、漁業・海洋経済省により全国の水揚施設・流通拠点においてコールドストレージの整備が計画されているほか、PSE において計画される、水産加工業振興・民間投資促進等を目指す水産業ポール計画がモロッコの支援により調査進行中であり、さらに投資・大規模事業促進公社（APIX）を中心としてティエス州ンブール県 Diass 郡、Sandiara 郡、同州ティエス県 Thienaba 郡、ダカール州ルフィスク県 Diamniadio 郡において経済特区が整備されるなど、水産物流通・加工環境に急激な変化が起きている。こうした中、漁業・海洋経済省からも全国レベルの水産物流通マスタープランの必要性につき言及があるなど、高度な分析を伴う計画が求められている。かかる状況において、水産物流通・加工・水産業投資促進の環境整備の支援の可能性を探るため、関連情報収集を実施する。

2) 養殖業・飼料餌料産業にかかる調査

LPSDPA において 2023 年までに養殖生産量を現状の約 2,100 トンから 40,000 トンまで拡大させ、2 万人の雇用創出を図る計画を立てており、2017 年「水産セクターレビュー情報収集・確認調査」においても養殖開発が水産業発展の方向性の一つとして呈された。内水面養殖については JICA 内水面養殖振興指針にかかる民間参入のクリティカルマスとして設定される約 1,000 トンの生産量に達しておらず、低価格天然魚に比べ価格競争力に劣るうえ、内水面養殖用飼料（小型浮魚魚粉）がセネガル国内の水産物需要と競合するなどの問題が考えられ、また輸出用魚種の海面養殖については各種課題が山積するも、国立養殖庁・大学・民間ベースでの取り組みが続けられており、更なる研究開発の余地がある。かかる状況も踏まえ、養殖業・飼料餌料産業にかかる関連アクター・研究体制について調査を実施する。

⑥ PTA 策定・実施支援

5. (2) ③項により明らかになった優先的に取り組むべき活動に関し、PTA の策定・実施を支援する。必要に応じて政策実施能力強化のためのワークショップ・セミナーを実施

施する。なお、内容について具体的提案がある場合はプロポーザルに記載する。また当該ワークショップ・セミナーの予算は別見積りとする。

⑦ 水産分野プロジェクトにかかる支援・フォローアップ

セネガル国を対象とした以下実施中または計画中プロジェクトの実施支援、終了案件のフォローアップを支援する。

- 1) セネガルおよび周辺国に対し、セネガルの水産資源共同管理にかかる知見を集約・共有することを目指す技術協力プロジェクト「広域水産資源共同管理能力強化プロジェクト」(COPAO)の実施を計画している。2018年度以降の当該技術協力プロジェクト開始後、当該プロジェクトにて作成するセネガルおよびガンビアにおける水産資源共同管理にかかる活動計画実施を支援する。なお、セネガルにおける活動内容は4.(1)項、5.(2)③・⑥項と関連することが想定されるが、詳細については、5.(2)③・⑥項業務、および当該技術協力プロジェクト開始後に JICA セネガル事務所と相談・調整のうえ決定する。またガンビアにおける支援活動についても同様に当該案件開始後決定するが、3次の現地渡航(各1週間)を伴うことを想定する。
- 2) 終了済開発計画調査型技術協力「バリューチェーンによる水産資源共同管理促進計画策定プロジェクト」(PROCOVAL)により策定されたマスタープラン、アクションプランに関し、既にCISPAの活動計画としてその実施が位置づけられているが、今後策定されるPSE第2期優先活動計画(PAP2:2019-2023)への同マスタープラン・アクションプランの反映を図るとともに、同マスタープラン・アクションプランが提案する事業への予算措置・事業進捗のモニタリングを行う。
- 3) FRP 小型船舶の普及を目指し実施中の、BOP ビジネス連携促進「FRP 船製造・販売事業準備調査」に関連し、FRP 船導入の環境整備として必要性が確認された、FRP 船舶検査にかかる人材育成、漁民による FRP 船舶購入のためのファイナンススキーム整備の側面支援を行う。
- 4) その他、終了済水産分野無償資金協力の現状把握、必要な対応にかかる漁業・海洋経済省担当部局への助言などの側面支援を行う。

⑧ 本邦研修や第三国研修を活用した能力強化の側面支援

我が国の水産協力プログラムの目標達成に資する本邦研修および第三国研修の活用方法を明確にし、省職員の能力強化に向け、目的に合致した研修参加者人選のための助言、研修後の省内での知見共有やアクションプラン実施等に向けた助言・支援を行う。

⑨ 我が国の対セネガル水産協力プログラムの更新検討

5.(2)④項に記載のとおり、現行・過去の案件および他ドナー等の案件の精査に加え、我が国の対セネガル水産協力プログラムの現状の課題分析をふまえ、我が国の対セネガル水産協力プログラムの更新に向けて JICA セネガル事務所と JICA 農村開発部と協議し、短期・中期・長期の方向性および協力方針を検討、提案する。

⑩ 我が国の対セネガル水産協力プログラムにかかるセネガル関係機関への情報共有  
セネガル関係省庁、部局、関係機関、西アフリカ地域漁業委員会（CSR）、研究機関・大学等の関連機関と協力する為、これら機関と日本の協力プログラムと政策にかかる情報を共有する。

⑪ 水産ドナー会合への出席

4.（2）項のとおり、JICA セネガル事務所とともに水産ドナー会議や漁業・海洋経済省の会議に参加し、活動調整を行う。

⑫ 日本の民間企業への情報提供

4.（3）項のとおり、LPSDPA へ寄与するよう、必要に応じて日本の民間企業へセネガル水産セクターの状況について情報提供を行う。

⑬ 中間業務報告

現地派遣期間の業務の途中結果をまとめ、必要に応じて JICA セネガル事務所、本部関係部に報告する。また、6.（4）項に記載の提出時期までに業務進捗報告書（案）を作成し、上記 5.（2）④～⑤項でまとめたテーマ調査報告書を添付する形で、漁業・海洋経済省へ提出する。業務進捗報告書（案）をもとに JICA セネガル事務所へ報告し、今後の現地派遣期間中の活動予定等について協議を行う。

⑭ 現地業務報告

現地業務全体の結果をまとめ、業務完了報告書（案）を作成し、漁業・海洋経済省へ提出・説明し、同内容についてのコメントを得る。特に今後の協力可能性が認められる実施機関については、当該実施機関、及び漁業・海洋経済省の意向を十分に聴取する。これらの結果を業務完了報告書（案）に反映し、JICA セネガル事務所でも報告する。

（3）帰国後整理期間（2020年2月上旬）

① 業務完了報告書（案）の更新

現地派遣期間の調査結果を踏まえ、業務完了報告書(案)を更新する。

② 最終報告会の実施

JICA セネガル事務所と相談・調整のうえ、必要に応じて、業務完了報告書（案）を元に JICA セネガル事務所、農村開発部向けの最終報告会を実施し、関係者からコメントを取り付ける。

③ 業務完了報告書の作成及び提出

上記 5.（2）⑭項および 5.（3）②項のコメントを反映させ、業務完了報告書を作成し、JICA に提出する。尚、調査報告書の電子データについては、JICA セネガル事務所に直接送付し、製本版及び CD-R については JICA 農村開発部に提出する。

6. 成果品等

本業務の各段階において作成・提出する文書は以下のとおりとする。提出部数及び記載事項については以下に定めるとおり。各種成果品の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」

([http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/pdf/ind\\_guide12\\_01.pdf](http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/pdf/ind_guide12_01.pdf)) にて指定の記載要領に則ること。仏文版報告書の作成にあたっては、国際的に通用する記述・表現内容とすること(ネイティブスピーカーの校閲等を行うこと)。なお、最終成果品は(5)とする。

(1) 業務計画書：和文3部及び電子データ版（メール送付可）

コンサルタントは、国内準備期間において、既存資料等を分析し、契約約款第2条及び共通仕様書第6条に規定する業務計画書を作成する。同条に規定する事項を記載するものとする。なお、提出時期は、2018年3月下旬（予定）とする。

(2) インセプション・レポート：和文3部、仏文4部

コンサルタントは、国内準備期間において以下の内容を含むインセプション・レポートを作成し、現地作業開始時に先方政府への説明及び内容に関する協議を行う。また、この協議結果をふまえたインセプション・レポート(最終版)を作成し、その内容について JICA セネガル事務所の承認を得ることとする。なお、最終版の提出時期は、2018年4月下旬（予定）とする。

- ア 業務の概要（背景・経緯・目的）
- イ 業務実施の基本方針
- ウ 業務実施の具体的方法
- エ 業務実施体制
- オ 業務フローチャート
- カ 先方機関便宜供与負担事項
- キ その他必要事項

(3) テーマ別報告書

コンサルタントは以下のテーマ別報告書を作成する。なお、報告書タイトルについてはセネガル事務所に相談・提案のうえ決定する。

- 1) 5.(2)④1) 項に関連したデータマネジメント・資源管理促進にかかる調査  
提出部数：和文3部、仏文3部、提出時期：2018年7月上旬
- 2) 5.(2)④3) 項に関連した水産人材育成システム・水産人材需要にかかる調査  
提出部数：和文2部、提出時期：セネガル事務所に相談・提案のうえ決定
- 3) 5.(2)⑤1) 項に関連した水産物流通・水産業投資促進にかかる調査  
提出部数：和文2部、提出時期：セネガル事務所に相談・提案のうえ決定
- 4) 5.(2)⑤2) 項に関連した養殖業・飼料餌料産業にかかる調査  
提出部数：和文2部、提出時期：セネガル事務所に相談・提案のうえ決定

(4) 業務進捗報告書：和文3部、仏文3部

コンサルタントは本業務の中間時点において、業務の具体的内容、達成状況、業務実施結果、課題・提言等を取りまとめた業務進捗報告書を作成する。なお、提出時期は2019年1月上旬（予定）とする。

(5) 業務完了報告書 (製本、ホッチキス止め不可) : 和文 6 部、仏文 6 部、CD-R5 部  
コンサルタントは、最終成果品として業務完了報告書を作成し、内容について事前に JICA セネガル事務所の合意を得ることとする。なお、業務完了報告書のタイトルは「水産行政アドバイザー業務完了報告書」とし、提出時期は 2020 年 2 月上旬 (予定) とする。

なお、本業務に関する現地及び国内での協議概要議事録は随時 JICA セネガル事務所からの依頼に応じて提出すると共に、業務完了報告書別添資料として提出すること。また業務時に収集した資料、及びデータは分野別に整理しリストを付した上で、業務完了報告書別添資料として JICA セネガル事務所に提出する。

(6) 月報

共通仕様書第 7 条に規定するコンサルタント業務従事月報を提出する。

(7) 電子化の仕様

電子データ版の基本仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」

([http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/pdf/ind\\_guide12\\_01.pdf](http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/pdf/ind_guide12_01.pdf)) を参照し、詳細は JICA の指示に従うこととする。電子データ版は各作業の段階においてはメール送付での提出を可とするが、上記 (1) から (6) を保存した CD-ROM を業務完了時に提出すること。

### 【第3 業務実施上の条件】

#### 1. 業務工程計画

本業務は、2018年3月に開始し、2020年3月に完了予定とする。

- (1) 国内準備期間：2018年3月中旬～2018年3月下旬
- (2) 現地派遣期間：2018年4月上旬～2020年1月下旬
- (3) 帰国後整理期間：2020年2月上旬

最終成果品の提出日が指示書より遅くならない限りにおいて、受注者の業務計画に基づいた適切な工程をプロポーザルにて提案することを認める。ただし、【第2 業務の目的・内容に関する事項】「2. (1) 業務の目的」を達成するための現実的なスケジュールを提案すること。また、業務完了報告書の提出時期については、契約交渉時に JICA セネガル事務所と協議の上、確定する。

なお、本業務の実施スケジュールの目安は以下のとおり。



#### 2. 業務量の目途と業務従事者の構成 (案)

##### (1) 業務量の目途

本業務量の目途は 18.50M/M (国内 0.50M/M、現地 18.00M/M) とする。目安と異なる提案を行う場合はその理由をプロポーザルに明記すること。

##### (2) 業務従事者の構成

本業務には、以下に定める業務分野の団員を想定している。

- 1. 総括/水産政策 (3号)
- 2. 水産行政 (4号)

#### 3. 現地再委託

本業務のうち、5. (2) ④ 1) 項のデータマネジメントにかかる調査については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO に再委託して実施することを認める。この場合、理由を付してプロポーザルにて提案すること。また、現地再委託にあつては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン (2017年4月版)」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施・監督

方法等につき、可能な範囲でより具体的な提案を行うこと。なお、現地再委託の経費については別見積もりとすること。

#### 4. 相手国便宜供与内容

パイロットプロジェクト実施時の DPSP・水産支局関係者の同行、活動協力等を想定。

#### 5. 配布資料等

##### (1) 配布資料

機構が現在入手している以下の関連資料を配布します。

- 1) セネガル新興計画 (PSE)
- 2) 水産分野政策書簡 (LPSD)
- 3) 水産養殖セクター投資枠組み (CISPA)
- 4) 2017年11月 セネガル共和国バリューチェーン開発による水産資源共同管理促進計画策定プロジェクト (PROCOVAL) ファイナルレポート

##### (2) 公開資料

関連報告書は、JICA 図書館にて閲覧・複写が可能。URL および対象案件は以下のとおり。

##### <対象案件>

2017年9月 セネガル共和国水産セクターレビュー情報収集・確認調査報告書

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000032875.html>

2017年8月 セネガル共和国水産行政アドバイザー 専門家業務完了報告書

<http://gwweb.jica.go.jp/km/ProjectView.nsf/4f3700b697729bb649256bf300087d02/7f5f9fb8bff5f28849257e3c0079c64f>

2013年3月 セネガル共和国漁民リーダー・零細漁業組織強化プロジェクト (COGEPAS) ファイナルレポート

[http://open\\_jicareport.jica.go.jp/890/890/890\\_526\\_12236527.html](http://open_jicareport.jica.go.jp/890/890/890_526_12236527.html)

2006年10月 セネガル共和国漁業資源評価・管理計画調査 最終報告書

[http://open\\_jicareport.jica.go.jp/890/890/890\\_526\\_11838802.html](http://open_jicareport.jica.go.jp/890/890/890_526_11838802.html)

#### 6. その他特記すべき事項

##### (1) 安全管理

現地調査期間中は安全管理に十分留意すること。当地の治安状況については、在外公館及び JICA セネガル事務所において十分な情報収集を行うと共に、現地調査時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこと。また、JICA セネガル事務所と常時連絡がとれる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について JICA セネガル事務所と緊密に連絡をとるよう留意すること。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録すること。

##### (2) 不正腐敗防止

「JICA 不正腐敗防止ガイダンス (2014 年 10 月)」の趣旨を念頭に本業務を実施すること。なお、疑義事項が生じた場合には、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

(3) 語学

業務従事者は仏語運用能力を有することが望ましい。

以上